

## 八戸市農業委員会6月総会議事録

日時：令和4年6月10日（金）午後1時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

### 出席委員

農業委員 19名中12名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 待機	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 待機	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 待機	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 待機	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 待機
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 待機	19番 村上 正憲 待機	

農地利用最適化推進委員 22名中11名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 待機	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 待機
5番 上村 隆雄 欠	6番 上野 輝彦 待機	7番 赤坂 力雄 出	8番 田中 忠二 待機
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 待機	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 待機
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 待機	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 待機
17番 大倉 喜八郎 出	18番 金谷 由松 待機	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 待機	22番 森 光男 出		

### 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、  
主幹 柏村 幸、主事 馬場 正泰、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。  
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、A班の委員の皆様にご出席いただいております。

また、A班の委員のうち、上村推進委員から都合により欠席される旨の連絡を  
いただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、  
次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声が続いてお願いいたしま  
す。

会長職務代理者

皆様、お疲れ様です。私は田植えが終わり、ほっとしております。皆様はまだ  
まだ忙しいと思いますけれども、今日は全体の半分の人数の招集ということので、  
いつもの倍の声量で憲章の唱和をお願いします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。数  
日前には4月上旬並みの寒い日がありまして、農作業にも影響があり大変だった  
のではないかと思います。雨も降りましたし、他の市町村では大粒の雹が降った  
とのニュースを聞き、もし八戸で降ったらたばこ農家は大変だろうなと思いまし  
た。今日は天気も良く、このような日が続いてくれればいいなと思います。梅雨  
の時期になりますけれども、もう少し暖かい日が続いてくれればと思います。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、10 番 赤坂 英夫 委員、11 番 狛守 文宏 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 23 号、令和 3 年度農業委員会事務の実施状況等の公表についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

川名 G L

それでは、事務局の川名から、令和 3 年度農業委員会事務の実施状況等の公表について御説明いたします。資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷のものとなりますが、委員の皆様へ事前に送付することができず、総会当日での配付となりましたことをお詫び申し上げます。失礼ながら要約して説明させていただきます。

資料の表紙をめくりまして、1ページをお開き願います。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございまして、昨年度1年間の実績につきまして確認するものとなっております。

I、農業委員会の状況につきましては、本年、令和4年4月1日現在の状況を記載しており、1、農業の概要の上の表、耕地面積ほかの農地面積については、各種統計調査等の数値を基に記載しております。下の表に移りまして、農家数・農業者数等については、主に2020年、令和2年の農林業センサスに基づいて記載しております。次に、2、農業委員会の現在の体制につきましては、令和2年7月及び8月に改選となりました現体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

2ページをお開き願います。

II、担い手への農地の利用集積・集約化でございしますが、2、令和3年度の目標及び実績につきましては、集積目標面積1,113.3haに対しまして、実績は1,213.9haとなっております。次に、4、目標及び活動に対する評価のうち、目標に対する評価につきましては、関係機関との連携を一層強化し、集積を推進していく必要があるとし、活動に対する評価につきましては、利用集積等の制度の説明や情報提供の機会拡大を検討するといったしました。

3ページを御覧願います。

III、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございしますが、2、令和3年度の目標及び実績につきましては、参入目標9経営体、参入目標面積5.1haに対しまして、実績は5経営体、2.4haとなっております。次に、4、目標及び活動に対する評価のうち、目標に対する評価につきましては、目標の半分程度と低調であったとし、活動に対する評価につきましては、情報提供の機会拡大を検討するといったしました。

4ページをお開き願います。

IV、遊休農地に関する措置でございしますが、1、現状及び課題の現状につきまして、令和3年3月、令和2年度末現在の遊休農地面積が166ha、管内の農地に占める割合が3.3%となっております。次に、2、令和3年度の目標及び実績

につきましては、前年度に対しましての解消された面積、減少面積を記載しております。目標は10haの解消、減少としておりましたが、実績では13.1haとなっております。次に、4、目標及び活動に対する評価のうち、目標に対する評価につきましては、妥当であるとし、活動に対する評価につきましては、概ね適切に実施したといたしました。

5ページの、V、違反転用への適正な対応、また、6ページ以降につきましては、農業委員会の基本的な活動内容を取りまとめて記載しているものとなりますので、説明を省略させていただきます。

最後になりますが、作成いたしました内容を御承認いただき、併せて市ホームページに掲載することにより公表することにつきまして御承認いただきたく存じます。

以上で、令和3年度農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第24号、令和4年度最適化活動の目標の設定等につい

会長

てを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

川名 G L

それでは、事務局の川名から、令和4年度最適化活動の目標の設定等について御説明いたします。資料は、A4縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷のものとなりますが、先ほどの議案と同様、委員の皆様へ事前に送付することができず、総会当日での配付となりましたこととお詫び申し上げます。また、この案件につきましては、先月、令和4年5月総会において協議案件として資料をお配りし、御説明しておりましたが、その後の内容の精査等により一部内容を修正しておりますことを御了承くださるようお願いいたします。失礼ながら着座により説明させていただきます。

はじめに、資料につきまして御説明いたします。

1～3ページの、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)につきましては、市全体の内容が記載されたものとなっております。5～7ページの、令和4年度最適化活動の目標の設定等(〇〇地区/案)につきましては、農地利用最適化推進委員の担当区域・地区ごとの内容が記載されたものとなっており、各地区の農業委員・推進委員に当該地区のものが配付されるように資料を編集・作成しております。9ページ以降の、令和3年度の利用状況調査における遊休農地一覧(〇〇地区)につきましては、5～7ページのものと同じく各地区の農業委員・推進委員に当該地区のものが配付されるように資料を編集・作成してありまして、地区ごとにページ数が異なりますことから、9～ページというような表記とさせていただきます。

それでは、資料の表紙をめくりまして、1ページをお開き願います。

令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)となりますが、先ほども説明しましたとおり市全体の内容が記載されたものとなっております。

I、農業委員会の状況につきましては、本年、令和4年4月1日現在の状況を記載しており、1、農業委員会の現在の体制につきましては、令和2年7月及び8月に改選となりました現体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記

載しております。次に、2、農家・農地等の概要の上の表、経営体数・農業者数については、主に2020年、令和2年の農林業センサスに基づいて記載しており、下の表、耕地面積については、統計調査の数値を基に記載しております。

2ページをお開き願います。

Ⅱ、最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)、農地の集積につきましては、①、現状及び課題の現状は、これまでの集積面積1,213.9ha、集積率25.3%となっております。②、目標は、国からの通知により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めている場合は、その指針において設定している内容を目標とすることとされておりますことから、本市の場合は、平成29年12月に指針を策定しておりますので、指針において設定している令和4年度までに集積率80%を目標として、今年度の新規集積面積2,626.1ha、今年度末の集積面積(累計)3,840haと設定しております。

次に、(2)、遊休農地の解消につきましては、①、現状及び課題の現状は、1号遊休農地面積152.9ha、うち緑区分130.5ha、うち黄区分22.4haとなっております。②、目標のうち、ア、既存遊休農地の解消のa、緑区分の遊休農地の解消は、国からの通知により、傾斜地など形状又は性質から農地利用が困難であり、遊休農地となりうる現況であるものは解消目標から除外できることとされておりますことから、緑区分130.5haからそれらを除外した40.9ha、その面積を5年間で計画的に解消するために5分の1の8.18haを解消目標面積として設定しております。イ、新規発生遊休農地の解消は、3.1haを解消目標面積として設定しております。

3ページを御覧願います。

(3)、新規参入の促進につきましては、①、現状及び課題の現状は、直近3年度において記載のとおりとなっております。②、目標は、新規参入者が農地の借入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者から内諾を得ておくものでありまして、平成28年度から30年度までの3年度における権利移動面積の平均の1割である7.14haを目標面積として設定しております。

次に、2、最適化活動の活動目標でございますが、(1)、推進委員等が最適化

活動を行う日数目標につきましては、全委員が1人当たり月に6日の活動を行うことを目標として設定しております。これは、必ずしも月に6日の活動を行わなければならないということではなく、1年間の活動日数を月平均に換算したときに6日となっていれば良いということになります。ただし、必ず月に1日は活動を行っていただきますようお願いいたします。活動の内容につきましては、この総会資料とは別に1枚もので両面印刷された参考資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

(2)、新たな農地利用最適化の肝は活動記録簿①と書かれた面を御覧ください。当初はこの場での説明を予定しておりましたが、先ほどの運営協議会で籠田会長が活動記録の付け方について1枚ものの資料というよりはもっと詳細に御説明を差し上げる機会を設けた方がいいのではないかとということをおっしゃられておりましたので、また日を改めて丁寧に御説明できるような機会を設けたいと思っております。今回は簡単な説明になりますけれどもよろしく願いいたします。資料に書いてありますとおり、活動記録としてこれまで記録していたものは、農業委員会としてのイベントのようなものはしっかり書いていただいています。しかし、これまで記録していなかった地域の農地の見守り、近所の農家への声かけ、農地の相談対応といった見えていないことも委員各位は日々活動していらっしゃると思いますので、毎月提出している活動日誌に記録していただければと思います。それにより目に見えるものとして把握ができ、1人当たり月に6日の活動日数を達成、公表ができます。裏面の②には活動の例が載っております。これらの活動は全て農地利用の最適化の活動として国の方でもどんどんと記録して活動していることのアピールを推進しておりましたので御協力よろしく願いいたします。

総会資料に戻りまして、次に、(2)、活動強化月間の設定目標につきましては、国からの通知により3月以上を設定するようにされていることから、今年度は、取組時期を9月、1月及び2月、取組項目と強化月間の内容は記載のとおりとした3回を目標として設定しております。

次に、(3)、新規参入相談会への参加目標につきましては、現時点では、八戸



市内や三八地区内、あるいは青森県内において開催される相談会について不明でありますことから具体的な記載となっておりますが、1回を目標として設定した上で、今後、情報収集に努め、開催に関する情報が把握でき次第、委員の皆様へ情報提供を行うこととさせていただきたいと考えております。

ここまでが、市全体の内容が記載された令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)となります。

続きまして、5ページをお開き願います。

ここからは、市全体のものと様式は同じでございますが、各地区の内容が記載された令和4年度最適化活動の目標の設定等(〇〇地区/案)となっております。

5ページは、市全体のものと同じ内容が記載されておりますので説明を省略させていただきますまして、6ページをお開き願います。

Ⅱ、最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)、農地の集積につきましては、各地区の実数が把握できておりませんので、農地台帳上の市全体の農地面積に対する各地区の農地面積の割合、面積比率を用いまして市全体の内容、面積を按分しまして各地区の面積を記載しております。

次に、(2)、遊休農地の解消につきましては、各地区の実数が把握できておりますので、そのものの面積が記載されております。その根拠は9ページ以降の令和3年度の利用状況調査における遊休農地一覧(〇〇地区)となりますので、一旦9ページをお開き願います。

一覧の見出し項目の中ほど、遊休農地区分により緑区分・黄区分の判別、その右隣の発生・継続の別により新規発生・再発生・前年度から継続の判別ができます。その右隣の遊休農地になりうる現況により解消目標から除外されているかの判別ができ、その項目に記載があるものは解消目標から除外されていることとなります。ただし、解消目標から除外されていまして、解消された場合は実績として集計されることとなります。委員の皆様の遊休農地の解消活動に当たりましては、この一覧と以前にお配りしております航空写真図を御活用いただきたいと思います。なお、紙面スペースの都合上掲載できませんでしたが、所有者に関する情報が必要な場合は事務局までお知らせくださるようお願いいたします。

7ページをお開き願います。

(3)、新規参入の促進につきましては、①、現状及び課題の現状は、各地区の実数が把握できておりますので、そのものが記載されております。②、目標は、各地区の実数が把握できておりませんので、(1)、農地の集積と同様に面積比率を用いまして市全体の内容、面積を按分しまして各地区の面積を記載しております。

次に、2、最適化活動の活動目標でございますが、市全体のものと同じ内容が記載されておりますので説明を省略させていただきます。

ここまでの、各地区の内容が記載された令和4年度最適化活動の目標の設定等(〇〇地区/案)となりますが、委員の皆様におかれましては、各地区の目標に基づきまして地区ごとにお話合いの上、個人目標を設定していただく必要があります。事務局としましては、各地区の目標について単純に各地区の委員数で割り算して計算された数値を個人目標として設定していただくことを考えております。もし事務局の考え方と異なる方法により個人目標を設定される地区がありましたら事務局までお知らせくださるようお願いいたします。

最後になりますが、作成いたしました市全体及び各地区の令和4年度最適化活動の目標の設定等の内容を御承認いただき、併せて市全体の令和4年度最適化活動の目標の設定等については、市ホームページに掲載することにより公表することにつきまして御承認いただきたく存じます。

以上で、令和4年度最適化活動の目標の設定等についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 25 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦（勝）委員

三浦から報告いたします。去る 5 月 30 日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 22 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 22 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和 2 年 8 月に新規就農のため、同年 10 月と令和 4 年 3 月に規模拡大のため、いずれも田を取得しており、渡人は令和 4 年 3 月に規模縮小のため田を売却しております。通作距離は約 1 km、耕作道あり。受人の耕作地は、字久保田と字元木はあり、字蒼前はなしです。農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人で、兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トラック各 1 台を父親から借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

赤坂（力）委員

赤坂から報告いたします。去る5月30日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室において、番号23番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条23番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻育苗とにんにくです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和3年11月、令和4年3月及び同年5月に転用のため、市街化区域内の畑を売却しております。通作距離は約4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各3台、田植機、コンバイン、ハイクリブーム各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第26号、令和4年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第26号、令和4年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借20件、使用貸借12件の計32件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手9名、貸し手31名で、利用権設定面積は、合計119,094.11㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、たまねぎとにんにくを作付けするために、1年間解除条件付で賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,000円でございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2年間使用貸借するものでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、9か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額5,000円でございます。

利用集積5番、6番

番号5番と番号6番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんじんを作付けするために、2年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号5番は年間総額30,000円、番号6番は年間総額

15,000 円でございます。

資料の 4 ページをお開き願います。

番号 7 番から資料 8 ページの番号 32 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 7 番～12 番

番号 7 番から番号 12 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

資料の 5 ページを御覧願います。

利用集積 13 番

～15 番

番号 13 番から番号 15 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,800 円でございます。

利用集積 16 番

番号 16 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 17 番

～32 番

番号 17 番から資料 8 ページの番号 32 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 17 番と番号 19 番は 5 年 11 か月間、番号 18 番は 6 年間、番号 21 番から番号 30 番までは 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 17 番、番号 18 番、番号 21 番から番号 24 番まで、番号 26 番から番号 30 番までは 10 a 当たり年間 7,600 円、番号 19 番は年間総額 35,000 円、番号 25 番は年間総額 36,000 円でございます。番号 20 番は 1 年間、番号 31 番と番号 32 番は 10 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 4 年 6 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

次に、日程第 6、議案第 27 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

馬場主事

それでは、事務局の馬場より説明いたします。

まず、相続税の納税猶予に係る特例農地とは、農地を相続した場合、税務署で所定の手続きをとりますと、相続税の納税が猶予されることになっており、そのような納税猶予の対象となっている農地のことをいいます。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を 20 年間継続した場合に、猶予されていた相続税の納税が免除されます。ただし、税制改正により、平成 21 年 12 月 15 日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地については、20 年営農継続による免除は廃止され、終身農地利用が必要となりました。また、平成 21 年 12 月 14 日以前に特例農地の適用を受けた者が農地中間管理事業等による特定貸付を行った場合も改正法が適用され、市街化区域外の全ての農地が終身農地利用になります。今回は、平成 14 年に特例を受けてから 20 年目を迎える農地について、一筆ごとに利用状況を確認し、利用状況確認書を提出するよう、八戸税務署長から求められたものです。なお、対象者には、事前に調査す

る旨を通知し、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、別冊の議案第 27 号関係資料を御覧ください。

1 ページですが、今回の確認対象者は 3 名となっております。2 ページ以降が、利用状況確認書になります。対象者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号は税務署の管理する番号であり、連続した番号となっております。また、地目等及び面積欄の申告時は税務署が管理しているもの、現在は農地台帳上の数字を記載しております。利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。作付けしているか、もしくはすぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は 1 番の自ら所有し、自ら農地等として使用しているに分類し、保全管理中や草地などであれば 2 番の自ら農地等として使用していないに分類しております。右端の税務署整理欄には、現地確認をしたものは有と記載しております。

それでは、1 番の方の利用状況を説明いたします。一連番号 1 番は野菜を作付け、2 番、4 番は保全管理されておりました。

次に、2 番の方の利用状況を説明いたしますので、3 ページを御覧ください。一連番号 1 番は耕起されておりました。

次に、3 番の方の利用状況を説明いたしますので、4 ページを御覧ください。一連番号 1 番、2 番は耕起、3 番は保全管理中、4 番、5 番は野菜を作付け、6 番は保全管理されておりました。

ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認するもので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

会長



(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7

次に、日程第 7、報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

会長

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 5 月分でございます。資料の 9 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 44 番～49 番

今回の届出は、資料 9 ページの番号 44 番から資料 10 ページの番号 49 番までの計 6 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8、  
日程第9  
会長

次に、日程第8、報告第21号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の5月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の11ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条5番

番号5番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

4条6番

番号6番、転用目的は集合住宅1棟建築でございます。

4条7番

番号7番、転用目的は通路でございます。

次ページをお開き願います。

4条8番

番号8番、転用目的は道路でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の13ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条46番

番号46番、転用目的は物置1棟建築及び駐車場でございます。

5条47番、48番

番号47番、番号48番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条49番

番号49番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 50番	番号 50番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条 51番	番号 51番、転用目的は車庫1棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 52番～54番	番号 52番、番号 53番、番号 54番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 55番	番号 55番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 56番	番号 56番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。  (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第10 会長	次に、日程第10、報告第23号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
柏村主幹	事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の5月分でございます。資料の17ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18条 10番	番号 10番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 受理通知年月日は、令和4年6月16日を予定しております。 以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

御質疑なしと認めます。

会長

次に、日程第 11、報告第 24 号、農地改良届出についてを議題といたします。

日程第 11

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

会長

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 5 月分でございます。資料の 19 ページをお開き願います。

若佐谷主事

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良 2 番

番号 2 番、着工年月日は令和 4 年 8 月 1 日で、使用する土の採取場所は内丸三丁目地内とのこととでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 4 年 5 月 19 日でございます。

以上、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

会長

(なしの声あり)

御質疑なしと認めます。

会長

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

会長

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時20分)